

スポーツ施設条例使用料

1 営利を目的としない場合

(1) 入場料を徴収しない場合

(単位：円)

名称	種別	区分		単位	使用料	摘要
一関水泳プール	プール	個人	就学前	1人	無料	
			高校生以下	1回	100	
			一般		200	
		団体	高校生以下 15人以上		70	
			一般15人以上		140	
	会議室		1時間	300		
	会議室冷暖房設備			60		
花泉水泳プール	プール	個人	就学前	1人	無料	
			高校生以下	1回	100	
			一般		200	
		団体	高校生以下 15人以上		70	
			一般15人以上		140	
東山B&G海洋センター	プール	個人	就学前	1人	無料	
			高校生以下	1回	100	
			一般		200	
		団体	高校生以下 15人以上		70	
			一般15人以上		140	

藤沢B&G海 洋センター	温水プール	個人 (クラブ員を 除く。)	就学前	1人	無料
			中学生及び 小学生	1回	360
			高校生		480
			一般		600
		個人回 数利用 (クラブ員を 除く。)	就学前	6回	無料
			中学生及び 小学生		1,800
			高校生		2,400
			一般		3,000
		会員 (クラブ員を 除く。)	就学前	1人	無料
			中学生及び 小学生	1回	210
			高校生		280
			一般		360
		会員回 数利用 (クラブ員を 除く。)	就学前	6回	無料
			中学生及び 小学生		1,050
			高校生		1,400
			一般		1,800
		団体 (クラブ員を 除く15 人以上の場 合)	就学前	1人	無料
			中学生及び 小学生	1回	250
			高校生		330
			一般		420

	トレーニング室	個人	高校生以下	1回	100
			一般		200
		個人回数利用	高校生以下	6回	500
			一般		1,000
		会員及びクラブ員	高校生以下	1回	60
			一般		120
		会員及びクラブ員回数利用	高校生以下	6回	300
			一般		600
一関運動公園野球場	グラウンド	高校生以下		1時間	600
		一般			1,200
	放送設備			1試合	500
	スコアボード				500
	ミーティングルーム			1時間	200
	夜間照明設備			1時間	3,500
	本部室（単独利用の場合）				500
	ミーティングルーム等冷暖房設備	ミーティングルーム			40
		本部室（単独利用の場合）			100
東台野球場	グラウンド	高校生以下		1時間	400
		一般			800

	夜間照明設備				2,500	
花泉運動公園野球場	グラウンド	高校生以下		1時間	500	
		一般			1,000	
	放送設備		1試合	500		
	スコアボード			500		
	夜間照明設備		1時間	3,500		
大東野球場	グラウンド	高校生以下		1時間	200	
		一般			400	
	放送設備		1試合	500		
	スコアボード			500		
	夜間照明設備		1時間	3,500		
伊勢館公園野球場	グラウンド	専用	高校生以下	1時間	200	
			一般		400	
千厩野球場	グラウンド	高校生以下		1時間	200	
		一般			400	
	放送設備		1試合	500		
	スコアボード			500		
	夜間照明設備		1時間	2,000		
	サブ球場	高校生以下		100		
一般		200				

東山球場	グラウンド	高校生以下	1 時 間	500	
		一般		1,000	
	放送設備	1 試 合	500		
	スコアボード		500		
室根野球場	グラウンド	高校生以下	1 時 間	200	
		一般		400	
	放送設備	1 試 合	500		
	スコアボード		500		
	夜間照明設備	1 時 間	2,500		
一関運動公園テニスコート、花泉運動公園テニスコート	コート	高校生以下	1 面	100	
		一般	1 時 間	200	
	夜間照明設備	間	250		
	放送設備	1 回	200		
花泉テニスコート、室根テニスコート（屋外）、川崎テニスコート	コート	高校生以下	1 面	100	
		一般	1 時 間	200	
	夜間照明設備	間	250		
千厩多目的グラウンドテニスコート	コート	高校生以下	1 面	100	
		一般	1 時 間	200	

清田テニス コート、東山 テニスコ ート	コート	高校生以下		1面	100
		一般		1時 間	200
	夜間照明設 備				200
	放送設備	清田テニスコ ート		1回	200
	移動式放送 設備	東山テニスコ ート			
藤沢テニス コート	コート	高校生以下		1面	100
		一般		1時 間	200
	夜間照明設 備				200
春日公園テ ニスコ ート	コート			1面	100
	夜間照明設 備			1時 間	250
伊勢館公園 テニスコー ート	コート			1面	100
	夜間照明設 備			1時 間	150
室根テニス コート（屋 内）	コート	高校生以下		1面	200
		一般		1時 間	400
	照明設備				300
一関運動公 園陸上競技 場	グラウンド	専用	高校生以下	1時 間	1,200
			一般		2,400
	個人	個人	高校生以下	1人	100
			一般	1回	200
	個人年 間利用	個人年 間利用	高校生以下	1年	2,000
			一般		4,000
	団体 （15人 以上）	団体 （15人 以上）	高校生以下	1人	70
			一般		140

放送設備		1日	1,000	
全自動電気計時装置			2,000	
会議室		1時間	300	
会議室冷暖房設備			60	
備品	バトン	本	30	<p>1 陸上競技場用備品の使用料の合計額が1万円を超える場合は、1万円を限度とする。</p> <p>2 高校生以下が利用する場合は、使用料の額の2分の1に相当する額を徴収し、使用料の合計額が5,000円を超える場合は、5,000円を限度とする。</p>
	ピストル	丁	30	
	抽選器	組	30	
	ストップウォッチ、円盤、砲丸、ハンマー	個	50	
	ヤリ、合成樹脂製巻尺	本	50	
	競歩警告用円板、フィールド競技者用距離表示マーク、ペグ（ヤリ、円盤、ハンマー）、ペグ（砲丸）、踏切板標識	式	50	
	スターター台	組	50	
	選手用長椅子	台	50	
	鋼鉄製巻尺（30m、50m、100m）、棒高跳用ポール	本	100	

リボンロット (30m、50m、100m)、スターティングブロック、周回表示器、走幅跳・三段跳用距離標識、走幅跳・三段跳用踏切板	台	100
オープンラップコーナー用旗、3000m障害	式	100
走高跳用高度計、棒高跳用高度計	本	150
温度計、湿度計、ハンドマイク	個	150
レーンナンバー標識	組	150
風向風速計、風力速報表示器	台	200
トラック競技速報表示器	台	300
フィールド成績表示器、走幅跳・三段跳距離測定器	台	300
投てき距離標識	式	300
テント	張	300
走高跳用支柱、マット、バー	式	400
ハードル (コース分)	式	500
スターター用拡声器	式	600



		棒高跳用支柱、マット、バー、バー上器		式	700	
		投てき光波距離測定装置		式	1,000	
一関運動公園多目的広場	グラウンド	専用	高校生以下	1時間	100	
			一般		200	
花泉運動公園多目的競技場	グラウンド	専用	高校生以下	1時間	100	
			一般		200	
	放送設備		1日	500		
大東グラウンド	グラウンド	専用	高校生以下	1時間	100	
			一般		200	
	夜間照明設備			500		
春日グラウンド	グラウンド	専用	高校生以下	1時間	100	
			一般		200	
千厩多目的グラウンド運動広場	ゲートボール場	高校生以下		1時間	100	
		一般			200	
	グラウンドゴルフ場			無料		
	放送設備			1回	200	
東山多目的グラウンド	グラウンド	専用	高校生以下	1面 1時間	100	
			一般		200	
	夜間照明設備			1面 1時間	1,000	
	移動式放送設備			1回	200	

室根多目的 グラウンド	グラウンド	高校生以下		1時 間	100	
		一般			200	
川崎運動広 場	グラウンド	専用	高校生以下	1時 間	200	専用利用におい て、2分の1以 下を利用する場 合の使用料の額 は、この表によ り算定した額の 2分の1に相当 する額とする。
			一般		400	
		個人	高校生以下	1人	50	
			一般	1回	100	
	夜間照明設 備			1時 間	2,500	
放送設備			1回	200		
藤沢運動広 場	グラウンド	専用	高校生以下	1区 域1 時間	100	
			一般		200	
	夜間照明設 備			350		
一関サッカ ー・ラグビー 場	グラウンド	専用	高校生以下	1時 間	1,000	2分の1以下を 利用する場合の 使用料の額は、 この表により算 定した額の2分 の1に相当する 額とする。
			一般		2,000	
	夜間照明設 備	全面点灯		2,000	半減点灯とする 場合は、この表 により算定した 額の2分の1に 相当する額とす る。	
		半面点灯		1,000		

	放送設備			1日	500	
萩荘サッカー場	グラウンド	高校生以下		1時間	100	
		一般			200	
	夜間照明設備				1,000	
千厩多目的グラウンドサッカー場	グラウンド	専用	高校生以下	1時間	100	
			一般		200	
一関運動公園ソフトボール場	グラウンド	高校生以下		1時間	250	
		一般			500	
	放送設備			1回	200	
千厩多目的グラウンドソフトボール場	グラウンド	専用	高校生以下	1時間	100	
			一般		200	
一関市総合体育館	メインアリーナ	専用	高校生以下	1時間	1,500	専用利用において、3分の2、2分の1、3分の1及び6分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額のそれぞれ3分の2、2分の1、3分の1及び6分の1に相当する額とする。
			一般		3,000	
		個人	高校生以下	1人	100	
			一般	1回	200	

サブアリーナ	専用	高校生以下	1時間	500	専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。
		一般		1,000	
	個人	高校生以下	1人	100	
		一般	1回	200	
トレーニング室	個人	高校生以下	1回	100	
		一般		300	
	個人回数利用	高校生以下	6回	500	
		一般		1,500	
会議室 1		1時間	300		
会議室 2			200		
会議室 3			300		
大会本部室			300		
選手控室 1			200		
選手控室 2			200		
選手控室 3			200		
控室 1			100		
控室 2			100		
会議室等冷暖房設備	会議室 1、会議室 3、大会本部室		60		
	会議室 2、選手控室 1、選手控室 2、選手控室 3		40		
	控室 1、控室 2		20		
メインアリーナ			1日	1,000	

	一ナ放送設備					
	移動式放送設備				100	
	舞台照明設備			1回	1,600	
	電光得点表示板			1日 1組	300	
	メインアリーナ冷暖房設備			1時間	3,000	
	サブアリーナ冷暖房設備				1,000	
東口体育館	アリーナ	専用	高校生以下	1時間	900	専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。
			一般		1,800	
		個人	高校生以下	1人	100	
			一般	1回	200	
ミーティングルーム	1室		1時間	300		
ミーティングルーム冷暖房設備				60		
アリーナ暖房設備				2,000		

花泉体育館	アリーナ	専用	高校生以下	1 時 間	500	専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。
			一般		1,000	
		個人	高校生以下	1 人	100	
			一般	1 回	200	
	会議室	1 室		1 時 間	400	
	会議室冷暖房設備				80	
	アリーナ暖房設備	ブライトヒーター		1 時 間	400	
花泉第二体育館	アリーナ	専用	高校生以下	1 時 間	100	専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。
			一般		200	
		個人	高校生以下	1 人	100	
			一般	1 回	200	
大東体育館	アリーナ	専用	高校生以下	1 時 間	500	専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。
			一般		1,000	
		個人	高校生以下	1 人	100	
			一般	1 回	200	

						額とする。
	会議室			1 時	600	
	会議室冷暖房設備			間	120	
	放送設備			1 回	200	
	アリーナ暖房設備	ブライトヒーター		1 時	400	
				間		
大東バレーボール記念館	アリーナ	専用	高校生以下	1 時	500	専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。
			一般	間	1,000	
		個人	高校生以下	1 人	100	
			一般	1 回	200	
大東勤労者体育センター	アリーナ	専用	高校生以下	1 時	400	専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。
			一般	間	800	
		個人	高校生以下	1 人	100	
			一般	1 回	200	
千厩体育館	アリーナ	専用	高校生以下	1 時	500	専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算
			一般	間	1,000	
		個人	高校生以下	1 人	100	
			一般	1 回	200	
	放送設備			1 回	200	

	アリーナ暖房設備	ブライトヒーター		1時間	400	定した額の2分の1に相当する額とする。
		ジェットヒーター			400	
東山総合体育館	アリーナ	専用	高校生以下	1時間	900	専用利用において2分の1、4分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額のそれぞれ2分の1、4分の1に相当する額とする。
			一般		1,800	
		個人	高校生以下	1人	100	
			一般	1回	200	
トレーニング室	個人	高校生以下	1回	100		
		一般		200		
	個人回数利用	高校生以下	6回	500		
		一般		1,000		
研修室		1時間	500			
会議室			500			
研修室等冷暖房設備	研修室、会議室		100			
アリーナ冷暖房設備			1,700			
アリーナ暖房設備	ボイラー		1時間	2,000		
	ブライトヒーター			400		
放送設備		1回	200			
移動式放送設備			100			
プロジェク			2,000			



	ター						
	スクリーン				200		
東山農村勤 労福祉セン ター	アリーナ	専用	高校生以下	1時 間	400		
			一般		800		
		個人	高校生以下	1人	100		
			一般	1回	200		
	小会議室			1時 間	200		
	ミーティン グループ				200		
	会議室				400		
	調理室				200		
	会議室等冷 暖房設備	小会議室、ミーティ ングルーム、調理室					40
		会議室					80
	アリーナ暖 房設備	ブライトヒーター					400
室根体育館	アリーナ	専用	高校生以下	1時 間	500	専用利用におい て、2分の1を 利用する場合の 使用料の額は、 この表により算 定した額の2分 の1に相当する 額とする。	
			一般		1,000		
		個人	高校生以下	1人	100		
			一般	1回	200		
	卓球室	専用	高校生以下	1時 間	200		
			一般		400		
	アリーナ暖 房設備	ブライトヒーター		1時 間	400		
ジェットヒーター			400				

	放送設備			1回	200	
	移動式放送設備				100	
	研修室			1時間	500	
	会議室				200	
	研修室等冷暖房設備	研修室			100	
		会議室			40	
川崎体育センター	アリーナ	専用	高校生以下	1時間	400	専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。
			一般		800	
		個人	高校生以下	1人	100	
			一般	1回	200	
	ミーティング室			1時間	300	
	ミーティング室冷暖房設備				60	
	放送設備			1回	200	
	アリーナ暖房設備			1時間	2,500	
藤沢体育館	アリーナ	専用	高校生以下	1時間	500	
			一般		1,000	
		個人	高校生以下	1人	100	
			一般	1回	200	
	放送設備			1回	200	

藤沢スポーツプラザ	室内運動場	専用	高校生以下	1時間	400		
			一般		800		
		個人	高校生以下	1人	100		
			一般	1回	200		
	ミーティングルーム			1時間	400		
	多目的ホール				500		
	ミーティングルーム等 冷暖房設備	ミーティングルーム			80		
		多目的ホール			100		
	上記の区分にかかわらず、合宿研修等のため、1夜を通して使用する許可を得た場合（全館使用に限る。）				1夜 （午後10時から午前8時30分まで）		7,600
	一関武道館	柔道場	専用	高校生以下	1時間		200
一般				400			
個人			高校生以下	1人	50		
			一般	1回	100		
剣道場		専用	高校生以下	1時間	200		
			一般		400		
		個人	高校生以下	1人	50		

			一般	1回	100
	2階武道場	専用	高校生以下	1時間	100
			一般		200
		個人	高校生以下	1人	50
			一般	1回	100
	弓道場	専用	高校生以下	1時間	100
			一般		200
		個人	高校生以下	1人	50
			一般	1回	100
会議室			1時間	800	
会議室冷暖房設備				160	
移動式放送設備			1回	100	
千厩武道館	武道場（競技場）	専用	高校生以下	1時間	200
			一般		400
		個人	高校生以下	1人	50
			一般	1回	100
	武道場（柔道場）	専用	高校生以下	1時間	200
			一般		400
		個人	高校生以下	1人	50
			一般	1回	100
花泉弓道場	弓道場	専用	高校生以下	1時間	100
			一般		200
		個人	高校生以下	1人	50
			一般	1回	100

尾花が森キャンプ場、花泉運動公園キャンプ場、飛ヶ森キャンプ場、黄金山キャンプ場				無料	
唐梅館パークゴルフ場	施設利用	高校生以下	1人	100	
		一般	1回	200	
	用具利用	高校生以下		50	
		一般		100	
唐梅館総合公園クラブハウス えぼっく	ホール		1時間	400	
ニコニコドーム	和室		1時間	300	
	多目的ホール		1時間	1,000	
	スカッシュルーム	高校生以下	1時間	130	
		一般		260	
	和室等冷暖房設備	和室		60	
		多目的ホール		200	
	放送設備		1回	200	
移動式放送設備			100		

千厩アイス アリーナ	スケート場	個人	中学生以下	1人	300	15人以上の団体 で利用する場合 は、1人当たり 100円減額する。 回数使用料は、 6回数とし、使 用料の額に5を 乗じて得た額に 相当する額とす る。
			高校生	1回	500	
			一般		600	
			付添入場料		100	
	貸靴				300	
	ロッカー				100	
	スケート場 として利用 しない場合	専用	高校生以下	1時 間	400	
			一般		800	
		個人	高校生以下	1人	100	
			一般	1時 間	200	
すぱーく藤 沢	コート	高校生以下	1面	300		
		一般	1時 間	600		

#### 備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。
- 2 やむを得ない事情により別表第2に定める利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合の使用料の額は、その超える時間1時間につきこの表に掲げる額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 3 この表に掲げる以外の附属設備及び備品等を利用する者は、規則で定める使用料（指定管理者が管理するスポーツ施設にあっては、あらかじめ市長の承認を得て指

定管理者が定める利用料金) を合わせて納付しなければならない。

4 使用料を算出して得た額に、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 入場料を徴収する場合 入場料を徴収しない場合に定める使用料の額の2倍に相当する額。ただし、附属設備及び備品等の使用料は、入場料を徴収しない場合に定める使用料の額とする。

## 2 営利を目的とする場合

区分	使用料
物品販売及び興行を目的とする場合	入場料を徴収しない場合に定める使用料の額の10倍に相当する額
その他の営利を目的とする場合	入場料を徴収しない場合に定める使用料の額の5倍に相当する額

備考 附属設備及び備品等の使用料は、入場料を徴収しない場合に定める使用料の額とする。

## 3 その他の場所

区分	使用料
営利を目的としない場合の表に掲げる以外のスポーツ施設の場所を利用する場合	規則で定める額(指定管理者が管理するスポーツ施設にあつては、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額)

## 4 特別使用料

(単位：円)

区分			入会金	年会費	月会費
藤沢B&G 海洋センター	会員	個人会員 (小学校4年生以上の者)	2,000	3,300	
		ファミリー会員 (成年である代表者1人とその親族の者で、3歳以上のもの)	成年である代表者 2,000 親族1人につき 1,000	成年である代表者 3,300 親族1人につき 660	

	法人会員	20,000	49,500	
クラブ 員	少年スイミン グクラブ (小学校1年 生以上中学校 3年生までの 者)	2,000	3,300	3,200
	レディースス イミングクラ ブ	2,000	3,300	おおむね1月に4回 使用する場合 4,200
	シニアスイミ ングクラブ			おおむね1月に2回 使用する場合
	シルバースイ ミングクラブ			2,100 おおむね1月に1回
	その他のスイ ミングクラブ			使用する場合 1,050

備考

- 1 特別使用料は、規則で定める会員及びクラブ員に適用する。
- 2 年会費は、入会又は更新の日の属する月から当該会計年度の終了する月まで月割りをもって算定した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。